

# 資料編

## ● 内容

- 
- 1 施策体系・関連事業一覧
  - 2 新潟市子ども・子育て会議に係る資料
  - 3 用語集

# 1 施策体系・関連事業一覧

## 施策方針1 子どものすこやかな育ちを守り、支える

施策	具体的取り組み	主な事業						
		事業・取り組み名	所管課	方向性				
新規検討／拡充								
1－1 就学前の質の高い教育・保育の充実と幼保こ小連携								
教育・保育に携わる人材の資質向上	教育・保育施設職員の人材育成研修	教育・保育施設職員の人材育成研修	保育課	●				
		私立幼稚園すこやか補助金	保育課		●			
		食物アレルギー対策の強化	保育課		●			
		園児の健康管理	保育課		●			
		幼稚園教員研修	学校支援課		●			
		幼稚園教諭新規採用初任者研修	学校支援課		●			
	新潟市共通幼小接続期カリキュラムの普及	新潟市共通幼小接続期カリキュラム	保育課 教育総務課 学校支援課	●				
		幼保こ小連携推進事業合同研修	保育課 教育総務課 学校支援課		●			
	認定こども園の適正配置	認定こども園の適正配置	保育課		●			
1－2 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進								
児童の放課後の居場所の確保	ひまわりクラブ施設整備	ひまわりクラブ施設整備	こども政策課		●			
		民設放課後児童クラブ施設整備費補助金	こども政策課		●			
		指定管理者制度によるひまわりクラブの運営	こども政策課		●			
		放課後児童健全育成緊急対策事業補助金(民設)	こども政策課		●			
		民設放課後児童クラブ運営委託	こども政策課		●			
		子どもふれあいスクール	地域教育推進課		●			
	放課後児童クラブ職員の資質向上	民設放課後児童クラブ研修・指導事業	こども政策課		●			
		放課後児童支援員等の処遇改善	こども政策課		●			
	地域における子どもの居場所づくり	子ども食堂への支援	こども政策課		●			
		児童館の運営・支援	こども政策課 区健康福祉課		●			
		地域子育て支援センター事業	保育課		●			
		公園施設長寿命化対策支援事業	公園水辺課		●			
		都市公園ストック再編事業	公園水辺課		●			
子どもの居場所								
中央公民館								

施策	具体的取り組み	主な事業			
		事業・取り組み名	所管課	方向性	
				新規検討／拡充	継続
1－3 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実					
「農」や「食」を知る機会の拡充		教育・保育施設での「食育の日」の取り組み	保育課		●
		保育園農業体験推進	食と花の推進課 保育課		●
		「新潟発 わくわく教育ファーム」推進事業	食と花の推進課		●
		食育・花育センターの管理運営	食と花の推進課		●
		アグリパークの管理運営	食と花の推進課		●
		学校給食事業	保健給食課		●
		農業体験学習（アグリ・スタディ・プログラム）の推進	学校支援課		●
文化・芸術・図書に触れる機会の拡充		子どものための芸術文化体験事業	文化政策課		●
		にいがた市民文学	文化政策課		●
		こどもマンガ講座	文化政策課		●
		にいがたマンガ大賞	文化政策課		●
		りゅーとぴあ普及・育成事業	文化政策課		●
		芸術創造村・国際青少年センター「ゆいぽーと」の管理運営	文化政策課		●
		ARTRIP（アートリップ）	美術館		●
		子ども講座	美術館		●
		こどもスタンプカード	美術館 新津美術館		●
		こどもタイム	新津美術館		●
		ブックスタート事業	中央図書館	●	
		赤ちゃんタイム	中央図書館		●
多様な交流・体験機会の拡充		Lounge N きままプログラム	美術館		●
		こども創造センターの管理運営	こども政策課		●
		動物ふれあいセンターの管理運営	動物愛護センター		●
		地域と学校パートナーシップ事業	地域教育推進課		●
		芸術創造村・国際青少年センター「ゆいぽーと」の管理運営【再掲】	地域教育推進課		●
		自然体験学習	学校支援課		●
		人権・同和・男女平等教育	学校支援課		●
		道徳・福祉教育	学校支援課		●
		外国語・国際理解教育	学校支援課		●
		インクルーシブ教育システム	学校支援課		●
		世代間交流事業	中央公民館		●
		子ども体験活動・ボランティア活動推進事業	中央公民館		●

施策	具体的取り組み	主な事業			
		事業・取り組み名	所管課	方向性	
				新規検討／拡充	継続
安心・安全教育の充実	安心・安全教育の充実	交通安全教室	市民生活課		●
		子どもの体験型安全教室	市民生活課		●
		C A P プログラム	こども政策課		●
		防災教育	学校支援課		●
1－4 子ども・若者の健全育成と自立支援					
思春期の保健対策と相談体制の充実	思春期健康教育	思春期健康教育	こども家庭課	●	
		思春期青年期相談	こころの健康センター		●
		児童相談所	児童相談所		●
		若者支援センター「オール」	地域教育推進課		●
		性に関する指導	学校支援課		●
	いじめの未然防止、不登校の子どもへの支援	いじめ防止市民フォーラムの実施	学校支援課		●
		新潟市いじめ防止市民連絡協議会	学校支援課		●
		教職員研修の実施	学校支援課		●
		欠席連絡の丁寧な聞き取りと欠席3日目の家庭訪問の実施	学校支援課		●
		「児童生徒理解教育支援シート」を活用したチーム支援	学校支援課		●
子ども・若者の健全育成と自立支援	不登校担当者研修会	不登校担当者研修会	学校支援課		●
		不登校の実態把握に係る学校訪問	学校支援課		●
		カウンセラー等活用事業	学校支援課		●
		教育相談ネットワーク	学校支援課		●
	若者支援センター「オール」【再掲】	地域教育推進課			●
	にいがた若者自立応援ネット	地域教育推進課			●
	街頭育成活動	地域教育推進課			●
	非行防止キャンペーン	地域教育推進課			●

施策	具体的取り組み	主な事業			
		事業名	所管課	方向性	
新規検討／ 拡充					
障がいの早期発見と地域支援、療育の充実	障がいのある子どもの受け入れ体制の拡充と関係機関の連携	こにちは赤ちゃん訪問事業	こども家庭課		●
		乳幼児健康診査	こども家庭課		●
		乳幼児健康指導	こども家庭課		●
		医師による発達相談	こども家庭課		●
		療育教室	こども家庭課		●
		児童発達支援センター「こころん」 (通所支援、発達相談)	こども家庭課 (児童発達支援センター)		●
	障がいの福祉サービス及び相談支援体制の充実	発達支援コーディネーターの養成	こども家庭課		●
		児童発達支援センター「こころん」(巡回支援)	こども家庭課 (児童発達支援センター)		●
		障がい児保育事業	保育課		●
		早期からの就学支援	学校支援課		●
医療費負担の軽減と医療的ケア児の支援	施策 2-4 ひとり親家庭への自立支援 施策 3-3 児童虐待防止と要保護児童等対策 施策 3-4 社会的養護体制の充実	インクルーシブ教育システム【再掲】	学校支援課		●
		基幹相談支援センター	障がい福祉課		●
		児童発達支援	障がい福祉課		●
		放課後等デイサービス	障がい福祉課		●
		保育所等訪問支援	障がい福祉課		●
		短期入所	障がい福祉課		●
		日中一時支援	障がい福祉課		●
		障がい児相談支援	障がい福祉課		●
		児童発達支援センター「こころん」 (保育所等訪問支援)	こども家庭課 (児童発達支援センター)	●	
		障がい児入所支援	児童相談所		●

## 施策方針2 子育て家庭の暮らしと安心を支える

施策	具体的取り組み	主な事業				
		事業名	所管課	方向性		
				新規検討／拡充	継続	
2-1 妊娠・出産・育児のための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実						
切れ目ない母子保健施策の推進		妊婦健康診査	こども家庭課		●	
		母子健康手帳交付・妊婦保健指導	こども家庭課		●	
		安産教室	こども家庭課		●	
		産後ケア	こども家庭課	●		
		こんにちは赤ちゃん訪問事業【再掲】	こども家庭課		●	
		乳幼児健康診査【再掲】	こども家庭課		●	
		乳幼児健康指導【再掲】	こども家庭課		●	
		園児の健康管理【再掲】	保育課		●	
		予防接種事業	保健管理課		●	
		離乳食・幼児食講習会	健康増進課		●	
		妊婦乳幼児歯科健康診査	健康増進課		●	
		むし歯予防事業	健康増進課		●	
		学校における巡回歯科指導の実施	保健給食課		●	
切れ目ない相談支援・情報提供体制の構築		園・学校におけるフッ化物洗口の実施	保健給食課 保育課		●	
		子育て応援パンフレット「スキップ」の発行	こども政策課		●	
		子育て応援アプリの運営	こども政策課		●	
		子育てなんでも相談センター「きらきら」の支援	こども政策課		●	
		家庭児童相談	こども政策課		●	
		妊娠・子育てほっとステーション	こども家庭課	●		
		育児相談	こども家庭課		●	
		思春期健康教育【再掲】	こども家庭課	●		
子育て負担軽減のための預かり・交流機会の充実		児童相談所による相談・支援事業【再掲】	児童相談所		●	
		地域子育て支援センター事業【再掲】	保育課		●	
		ファミリー・サポート・センター事業	こども政策課	●		
		子育て短期支援事業（こどもショートステイ）	こども政策課	●		
		児童館・児童センター【再掲】	こども政策課		●	
不妊症・不育症に対する支援		教育・保育施設等での一時預かり	保育課		●	
		地域子育て支援センター事業【再掲】	保育課		●	
		家庭教育支援事業	中央公民館		●	
		特定不妊治療費助成	こども家庭課		●	
		不育症治療費助成	こども家庭課		●	

施策	具体的取り組み	主な事業			
		事業名	所管課	方向性	
				新規検討／拡充	継続
<b>2－2 就学前の教育・保育基盤の整備と多様な保育サービスの充実</b>					
教育・保育基盤の整備	教育・保育施設等の定員の拡充 教育・保育施設等の整備 地域型保育事業 保育士確保に向けた取り組みの充実 市立保育園配置計画の推進による老朽化・狭隘化対策	教育・保育施設等の定員の拡充	保育課		●
		教育・保育施設等の整備	保育課		●
		地域型保育事業	保育課		●
		保育士確保に向けた取り組みの充実	保育課		●
		市立保育園配置計画の推進による老朽化・狭隘化対策	保育課	●	
多様な保育サービスの充実	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】 子育て短期支援事業（こどもショートステイ）【再掲】 乳児保育 時間外保育事業 休日保育 一時預かり事業（拠点整備）【再掲】 病児・病後児保育 夜間保育 幼稚園での預かり保育 障がい児保育事業【再掲】	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	こども政策課	●	
		子育て短期支援事業（こどもショートステイ）【再掲】	こども政策課	●	
		乳児保育	保育課		●
		時間外保育事業	保育課		●
		休日保育	保育課	●	
		一時預かり事業（拠点整備）【再掲】	保育課		●
		病児・病後児保育	保育課		●
		夜間保育	保育課		●
		幼稚園での預かり保育	保育課		●
		障がい児保育事業【再掲】	保育課		●
<b>2－3 経済的負担の軽減のための支援</b>					
保育・教育にかかる経済的負担の軽減	ひまわりクラブ利用料・減免制度 私立高等学校学費助成 保育料の軽減（多子世帯への軽減を含む） 私立幼稚園すこやか補助金【再掲】 就学援助事業 入学準備金貸付事業 学び直し授業料負担の支援 特別支援教育就学奨励事業 奨学金貸付事業	ひまわりクラブ利用料・減免制度	こども政策課		●
		私立高等学校学費助成	こども政策課		●
		保育料の軽減（多子世帯への軽減を含む）	保育課		●
		私立幼稚園すこやか補助金【再掲】	保育課		●
		就学援助事業	学務課		●
		入学準備金貸付事業	学務課		●
		学び直し授業料負担の支援	学務課		●
		特別支援教育就学奨励事業	学務課		●
		奨学金貸付事業	学務課		●

施策	具体的取り組み	主な事業			
		事業名	所管課	方向性	
				新規検討／拡充	継続
医療にかかる経済的負担の軽減	妊産婦及びこども医療費助成 未熟児養育医療費助成【再掲】 小児慢性特定疾病医療費助成【再掲】 自立支援医療費（育成医療）助成【再掲】	妊産婦及びこども医療費助成	こども家庭課	●	
		未熟児養育医療費助成【再掲】	こども家庭課		●
		小児慢性特定疾病医療費助成【再掲】	こども家庭課		●
		自立支援医療費（育成医療）助成【再掲】	こども家庭課		●
その他の給付・支援	家庭ごみ指定袋の支給 生活保護事業 児童手当給付	家庭ごみ指定袋の支給	廃棄物対策課		●
		生活保護事業	福祉総務課		●
		児童手当給付	こども家庭課		●
2-4 ひとり親家庭への自立支援					
自立に向けた生活・就労サポートの充実	生活保護受給者等就労自立促進 ひとり親家庭等日常生活支援 ひとり親家庭生活支援講習会 ひとり親家庭等就業・自立支援センター 母子・父子自立支援プログラム策定 自立支援教育訓練給付金 高等職業訓練促進給付金 ひとり親家庭高等職業訓練資金貸付 母子生活支援施設管理運営	生活保護受給者等就労自立促進	福祉総務課		●
		ひとり親家庭等日常生活支援	こども家庭課		●
		ひとり親家庭生活支援講習会	こども家庭課		●
		ひとり親家庭等就業・自立支援センター	こども家庭課		●
		母子・父子自立支援プログラム策定	こども家庭課		●
		自立支援教育訓練給付金	こども家庭課		●
		高等職業訓練促進給付金	こども家庭課		●
		ひとり親家庭高等職業訓練資金貸付	こども家庭課		●
		母子生活支援施設管理運営	こども家庭課		●
経済的負担の軽減	児童扶養手当給付 ひとり親家庭等医療費助成 母子父子寡婦福祉資金貸付 みなし寡婦（夫）控除 母子向け住宅	児童扶養手当給付	こども家庭課		●
		ひとり親家庭等医療費助成	こども家庭課		●
		母子父子寡婦福祉資金貸付	こども家庭課		●
		みなし寡婦（夫）控除	こども家庭課		●
		母子向け住宅	こども家庭課		●
保育サービス等利用にあたっての配慮	ひとり親家庭のひまわりクラブ入会基準の緩和 放課後児童健全育成緊急対策事業補助金(民設) 【再掲】 教育・保育施設の優先利用の促進	ひとり親家庭のひまわりクラブ入会基準の緩和	こども政策課		●
		放課後児童健全育成緊急対策事業補助金(民設) 【再掲】	こども政策課		●
		教育・保育施設の優先利用の促進	保育課		●
子どもへの学習・生活サポートの充実	ひとり親家庭学習支援	ひとり親家庭学習支援	こども家庭課		●

### 施策方針3 すべての人々が子どもと子育てに関わり、連携して支える

施策	具体的取り組み	主な事業			
		事業名	所管課	方向性	
				新規検討／拡充	継続
3－1 子育てと仕事の両立支援、企業・民間団体等との連携と機運醸成					
ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発と企業・団体等との連携  社会全体で子育てを担う機運の醸成	ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発と企業・団体等との連携	男性のための電話相談	男女共同参画課	●	
		男性の育児休業取得奨励金	男女共同参画課	●	
		女性の再就職支援	男女共同参画課	●	
		「すべての働く人のためのハンドブック-女性も男性も輝く社会のために-」の発行	雇用政策課	●	
		働き方改革推進事業	雇用政策課	●	
	社会全体で子育てを担う機運の醸成	にいがたっ子すこやかパスポート事業	こども政策課	●	
		子育て応援キャラクター「ほのわちゃん」の活用	こども政策課	●	
		「スマイルプラス運動」の展開	こども政策課	●	
		児童福祉週間（厚生労働省）、家族の日・家族の週間（内閣府）等への協力	こども政策課	●	
		世代間交流事業【再掲】	中央公民館	●	
3－2 地域の人材育成と活用、家庭の子育て力向上のための支援					
地域で子育て支援を担う人材の育成と活用  地域や関係団体と連携した子どもの安全を守る取り組み  家庭の子育て力を育む機会の充実	地域で子育て支援を担う人材の育成と活用	地域の茶の間支援事業	地域包括ケア推進課	●	
		ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	こども政策課	●	
		家庭教育支援事業【再掲】	中央公民館	●	
	地域や関係団体と連携した子どもの安全を守る取り組み	校区交通安全推進協議会	市民生活課	●	
		子ども見守り隊	学校支援課	●	
		スクールガードリーダー	学校支援課	●	
	家庭の子育て力を育む機会の充実	男性の生き方講座（子育て期）	男女共同参画課	●	
		安産教室【再掲】	こども家庭課	●	
		家庭教育振興事業	中央公民館	●	
		子育て出前学習講座（小学校）	中央公民館	●	
		子育て出前学習講座（中学校）	中央公民館	●	
		ブックスタート事業【再掲】	中央図書館	●	

施策	具体的取り組み	主な事業			
		事業名	所管課	方向性	
3-3 児童虐待防止と要保護児童等対策					
児童虐待に対応する体制の強化	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童対策地域協議会の運営	こども政策課		●
		子ども家庭総合支援拠点の設置検討	こども政策課	●	
		子どもの安全を守るための一時保護事業	児童相談所		●
		児童相談所の体制強化	児童相談所		●
	相談体制の充実	法律相談	こども政策課		●
		児童相談所による相談・支援事業【再掲】	児童相談所		●
		職員研修の実施	児童相談所 こども政策課		●
		家庭への支援と子どもの自立支援事業	児童相談所		●
	虐待の未然防止に向けた取り組みの推進	オレンジリボンキャンペーンの実施	こども政策課		●
		虐待防止ファイルの配布	こども政策課		●
		虐待防止パンフレットの配布	こども政策課		●
		養育支援訪問事業	こども政策課		●
		こんにちは赤ちゃん訪問事業【再掲】	こども家庭課		●
		乳幼児健康診査【再掲】	こども家庭課		●
3-4 社会的養護体制の充実					
社会的養護が必要な子どもの養育体制の充実	市立乳児院管理運営事業	市立乳児院管理運営事業	こども政策課		●
		児童自立支援施設改築整備負担金	こども政策課		●
		母子生活支援施設管理運営【再掲】	こども家庭課		●
		里親・ファミリーホームの普及促進	児童相談所	●	
	子どもの自立支援と家庭支援の充実	母子生活支援施設管理運営【再掲】	こども家庭課		●
		各施設退所後のアフターケア	児童相談所		●
		社会的養護が必要な児童についての連携	児童相談所		●

※「拡充」や「継続」の方向性については、予算や事業規模だけでなく、取り組み内容の改善や見直しによるものを含みます。

## 各区による取り組み

特色のある区づくり事業	
	各区においては、地域の実情やニーズに応じて様々な子ども・子育て支援事業を行っていますが、特色のある区づくり予算の性質上、原則3年以内（事業評価により延長も可）の期間で実施しています。

## 2 新潟市子ども・子育て会議に係る資料

### (1) 新潟市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	役職名など	部会		
		幼保	放課後	初ワーカー
阿部 由美	連合新潟地域協議会健進会職員組合副執行委員長			○
池田 貴之	新潟市社会福祉協議会地域福祉課地域活動支援係長		○	○
市嶋 範恵	新潟市民生委員児童委員協議会連合会青少年・児童部会長			○
植木 信一	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授		○	
海津 基生	新潟市歯科医師会理事			○
菊池 貴子	新潟市手をつなぐ育成会連絡協議会新潟地区手をつなぐ育成会幹事			○
◎小池 由佳	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授	○		○
小林 美奈子	公募委員			○
斎藤 聖治	新潟市私立幼稚園・認定こども園協会会长	○		
佐藤 勇	新潟市医師会理事			○
☆椎谷 照美	特定非営利活動法人ヒューマン・エイド22代表理事	○		○
志賀 有子	公募委員	○		
関川 弘雄	新潟市青少年健全育成協議会会长		○	
長谷川 雅朗	新潟市小中学校 P T A 連合会副会長		○	
平澤 正人	新潟市私立保育協会会长	○		
平田 秀子	新潟商工会議所女性会理事	○		
政谷 英樹	新潟市小学校長会会长		○	
三浦 聖子	新潟市母子福祉連合会副会長			○
山岸 則子	地域教育コーディネーター		○	

◎会長 ☆副会長

※敬称略・50音順 令和2年3月1日現在

(令和元年8月31日まで)

- ・大竹 真理子（新潟市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員）
- ・菊地 千以（新潟市母子福祉連合会会长）
- ・鈴木 昭（新潟医療福祉大学特任教授）
- ・長崎 麻里子（公募委員）
- ・長谷川 雅之（新潟市歯科医師会理事）
- ・福士 晃子（公募委員）
- ・横尾 三代子（新潟市社会福祉協議会福祉相談支援課相談支援係長）

## (2) 新潟市子ども・子育て会議開催経過

### 【本体会議】

開催数	開催年月日	主な内容
平成 30 年度 第 1 回 (通算第 16 回)	平成 30 年 10 月 12 日	○新・すこやか未来アクションプランの進捗状況について ○第 2 期計画の策定に係るニーズ調査の内容について
平成 30 年度 第 2 回 (通算第 17 回)	平成 31 年 3 月 28 日	○新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について ○「量の見込み」の算出及び計画策定について
令和元年度 第 1 回 (通算第 18 回)	令和元年 5 月 30 日	○第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画の策定方針について ○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計方法について ○新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果のポイント・課題について ○新潟市子ども・子育て会議における部会及び審議・議決事項の取扱いについて
令和元年度 第 2 回 (通算第 19 回)	令和元年 9 月 6 日	○「新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン）（現計画）」及び「新潟市子どもの貧困対策推進計画（新潟市子どもの未来応援プラン）」の進捗状況・評価について ○「第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画」骨子（案）について
令和元年度 第 3 回 (通算第 20 回)	令和元年 11 月 7 日	○「第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画－新・すこやか未来アクションプラン第 2 期計画－」素案について
令和元年度 第 4 回 (通算第 21 回)	令和元年 12 月 2 日	○「第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画－新・すこやか未来アクションプラン第 2 期計画－」案について
令和元年度 第 5 回 (通算第 22 回)	令和 2 年 2 月 5 日	○「第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画－新・すこやか未来アクションプラン第 2 期計画－」案について

※平成 30 年度から令和元年度に開催した本計画策定に係る経過について記載しています。

### 【幼保部会】

開催数	開催年月日	主な内容
令和元年度 第1回 (通算第15回)	令和元年7月30日	○新・すこやか未来アクションプラン第2期計画に係る量の見込み及び方向性について ○令和2年度に新設・移設予定の特定教育・保育施設について ○その他
令和元年度 第2回 (通算第16回) 書面会議	令和元年10月25日 から11月5日	○新・すこやか未来アクションプラン第2期計画に係る量の見込み及び方向性について

### 【放課後児童クラブ検討部会】

開催数	開催年月日	主な内容
令和元年度 第1回 (通算第15回)	令和元年8月2日	○第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画の策定について ○第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画における放課後児童健全育成事業の量の見込みの算定について
令和元年度 第2回 (通算第16回)	令和元年10月7日	○第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画の記載事項について

### 【子ども・子育て支援ネットワーク部会】

開催数	開催年月日	主な内容
令和元年度 第1回 (通算第1回)	令和元年8月6日	○第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画の策定について ○第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込み及び方向性について
令和元年度 第2回 (通算第2回) 書面会議	令和元年10月10日 から10月17日	○第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画に係る取り組みの方向性について ○前回部会後の委員意見等への回答について

※令和元年度に開催した本計画策定に係る会議について記載しています。

### (3) 新潟市子ども・子育て会議条例

平成25年7月1日条例第33号

改正

平成26年10月7日条例第59号

平成29年3月22日条例第6号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき同項に規定する事務を処理するため、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき同條に規定する事項を調査審議するため、新潟市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員等の委嘱)

第3条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充て、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの（以下「出席委員」という。）の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議等の公開)

第8条 子ども・子育て会議の会議及び調査審議に係る手続は、公開とする。ただし、会長が特に必要があると認める場合は、これを非公開とすることができます。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。
- 7 前3条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、第6条第1項及び前条ただし書中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項及び第3項中「、委員」とあるのは「、当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(秘密を守る義務)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第11条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第59号）

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（施行の日＝平成27年4月1日）

(準備行為)

- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項のうち、同法第17条第3項の規定によりその権限に属せられた事項に係る調査審議については、この条例の施行前においても、改正後の新潟市子ども・子育て会議条例の規定の例により行うことができる。

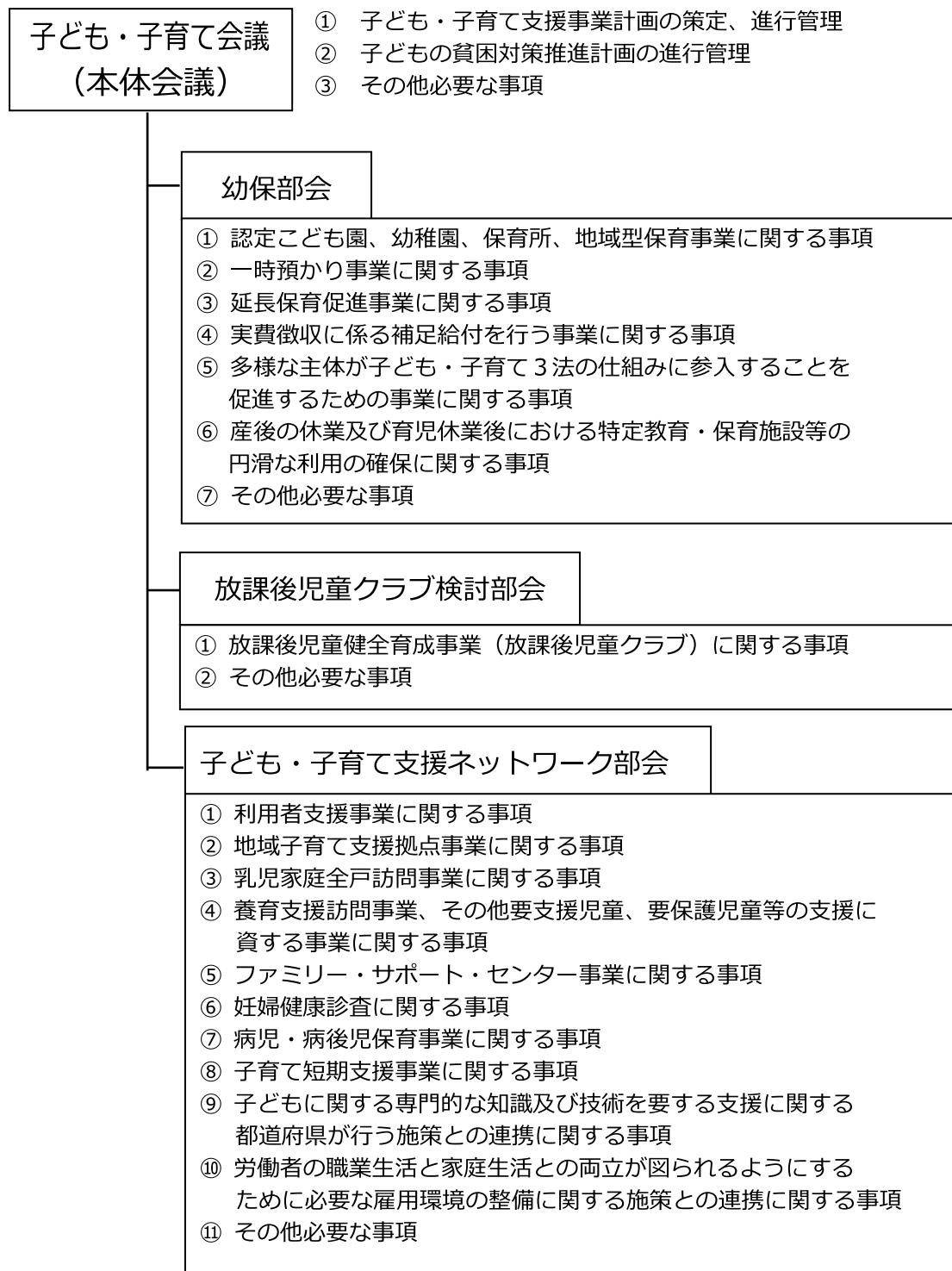
附 則（平成29年3月22日条例第6号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## (4) 新潟市子ども・子育て会議の部会について

令和元年5月30日  
新潟市子ども・子育て会議決定



<部会の審議・議決事項の取扱い>

- (1) 部会において審議・議決を終了した事項は、子ども・子育て会議に報告するものとする。
- (2) 部会で審議・議決をした事項については、子ども・子育て会議の議決とみなす。  
ただし、重要又は異例な事項についてはこの限りではない。

### 3 用語集

#### あ 行

##### **インクルーシブ教育システム** [初出：58 ページ]

障がいのある児童とない児童がともに同じ場で学び、一人ひとりのニーズに応じた教育や支援が受けられる仕組み。

##### **オレンジリボンキャンペーン** [初出：34 ページ]

子どもの虐待防止運動のシンボルであるオレンジリボンを用い、毎年 11 月の児童虐待防止月間を中心に行う啓発キャンペーン。

#### か 行

##### **確保の方策** [初出：85 ページ]

就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について算出した需要量に対する供給量。

##### **家庭** [45 ページ]

夫婦や親子などが生活を共にする小集団で、3 世代同居や、核家族、ひとり親世帯など様々な形がある。

##### **家庭教育学級** [初出：76 ページ]

出産前から中学生期までの子どもの成長に合わせて必要な情報や課題を学んだり、親として子どもとどう付き合っていくかを考える場を連続講座により提供する。

##### **家庭児童相談室** [初出：31 ページ]

家庭児童の福祉に関する相談や指導業務の充実強化を図るために、福祉事務所に設置されている相談室。

##### **家庭的保育事業** [初出：26 ページ]

保育者の居宅、その他の場所で行われている定員が 5 人以下の保育事業。地域型保育事業の一類。

##### **基幹保育園** [初出：111 ページ]

通常の保育のほか、区や関係機関との連携を図りながら、地域の保育の実情や課題を把握し、保育情報の発信、ニーズに即した保育、子育て支援事業の展開を図ることを目的に設置される園。

##### **子育て世代包括支援センター** [初出：31 ページ]

新潟市における「妊娠・子育てほっとステーション」。母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等のスタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健・医療・福祉関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を一体的に提供するもの。法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。

##### **子育てのための施設等利用給付** [初出：103 ページ]

幼児教育・保育の無償化により、施設等利用給付認定を受けた子どもが幼稚園（新制度未移行）、預かり保育、認可外保育施設等を利用した際の利用料の給付。

##### **子ども家庭総合支援拠点** [初出：79 ページ]

地域のすべての子どもや家庭、妊産婦等の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点。令和 4 年度までに全市町村に設置が求められている。

##### **こどもショートステイ** [初出：31 ページ]

P93 に記載

## **子ども食堂**〔初出：55 ページ〕

親子又は子ども一人でも安心して訪れることができる無料あるいは安い参加費で食事が提供される居場所。

## **こんにちは赤ちゃん訪問**〔初出：30 ページ〕

P91 に記載

# **さ 行**

---

## **産後ケア**〔初出：29 ページ〕

産後うつや育児不安解消のための心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保するもの。医療機関等での宿泊ケアやデイケア、助産師等による訪問ケアなどがある。

## **事業所内保育施設**〔初出：26 ページ〕

事業所の従業員の子ども「従業員枠」と地域の子ども「地域枠」を受けるために事業所内に設置された保育施設。地域型保育事業の一類。(「地域枠」を設定しない事業所も有り)

## **児童福祉司**〔初出：79 ページ〕

児童相談所の中核的な職員で、子どもや保護者の相談に応じ、必要な支援を行う職員のこと。

## **児童心理司**〔初出：79 ページ〕

児童相談所に配置される職員で、子どもや保護者の心理判断を行い、必要な支援（助言や指導）を行う職員のこと。

## **社会的養護**〔初出：27 ページ〕

保護者のない児童や保護者に養育させることが適当でない児童を、里親やファミリーホーム、又は児童養護施設等において、公的責任で保護・養育すること。

## **障がい児通所支援（放課後等デイサービス）**〔初出：25 ページ〕

児童福祉法に基づく障がい児通所支援の一つで、学校に通学している障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練などを行う福祉サービス。

## **小規模保育施設**〔初出：26 ページ〕

3歳未満児に重点を置いた利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設。地域型保育事業の一類。

## **スクールカウンセラー**〔初出：60 ページ〕

いじめや不登校など児童生徒の心の問題に対し、臨床心理士や発達課題等への専門知識や経験から、児童生徒へのカウンセリングや教員や保護者に対して助言・指導を行う専門職。

## **スクールソーシャルワーカー**〔初出：60 ページ〕

児童生徒の学校や家庭での問題・課題について、教育、福祉分野の専門知識や経験から、学校や保護者、関係機関と連携して支援を行う専門職。

## **スマイルプラス運動**〔初出：33 ページ〕

市民・地域・企業などが子育て世代に関心を持ち、悩みを理解して、一人ひとりができることから行動することで、市全体にスマイルをプラスしていくこうという運動。

## **セーフティネット機能**〔初出：111 ページ〕

ここでは、保育施設において児童発達支援センターや児童相談所、医療機関、警察など複数の公的機関などの連携が欠かせない児童の受け入れや、民間では運営が難しい地域での保育運営や災害時の受け入れなどを指す。

## **ソーシャルワーク**〔初出：79 ページ〕

地域社会や家庭生活の中で起こる様々な問題を解決するための社会福祉の専門職等による支援のこと。

## た 行

---

### 待機児童〔初出：2 ページ〕

保育施設への入園申し込みをし、保育が必要な要件を満たしているにも関わらず、入園できていない状態にある児童のうち、求職活動を休止・特定の園への入園希望等私的な理由・育児休業中の要件に当てはまる者を除いて算出する児童を、国定義の待機児童としている。

### 地域型保育事業〔初出：28 ページ〕

原則 0～2 歳児を対象とし、地域の様々な保育ニーズにきめ細かく対応していくための事業。

類型として「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型保育事業（本市には無い）」の 4 つがある。

### 地域子ども・子育て支援事業〔初出：2 ページ〕

子ども・子育て支援法に規定されている、P87 記載の事業のこと。

### 特定疾患（小児慢性特定疾患）〔初出：32 ページ〕

治療や症状が長期間にわたり、生活の質低下や生命を脅かす疾患であり、医療費の負担も高額となるため、治療研究事業として医療費の公費負担のある特定の疾患。（小児慢性特定疾患の解説）

### 特定妊婦〔初出：92 ページ〕

妊娠中から出産後の子どもの養育について支援が必要な妊婦のこと。具体的には、若年妊娠や、家庭環境が複雑であること、養育に負担のかかる疾患や障がいがあるなど、妊娠中から家庭環境におけるリスクが高いとされる妊婦。

### 特別支援教育コーディネーター〔初出：62 ページ〕

学校内、又は福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口の役割を担う者として学校に配置する教育的支援を行う人のこと。

### 特別支援教育サポートネットワーク〔初出：62 ページ〕

特別支援教育サポートセンターを核として、市内の特別支援学校や通級指導教室との連携を図ったり、医療や福祉等の専門機関や地域との連携を図ったりすることができる仕組み。

## な 行

---

### 新潟市共通幼小接続期カリキュラム（アプローチ・スタートカリキュラム）〔初出：52 ページ〕

【アプローチ・カリキュラム】公立市立問わずすべての幼児教育・保育施設で実施する小学校入学前（9～3 月）に取り組むカリキュラム。子どものかかわる力の基盤を作るための取り組みが示されている。

【スタートカリキュラム】受け入れる小学校側で実施する入学直後に取り組むカリキュラム。スムーズに小学校生活に入れるよう、幼児期の教育・保育環境を踏まえた授業のあり方などが示されている。

### にいがたっ子すこやかパスポート〔初出：33 ページ〕

妊婦及び中学生以下の子どもに発行しているカードで、協賛店舗で提示すると特典や割引が受けられる。

### 認可外保育施設〔初出：26 ページ〕

児童福祉法及び認定こども園法に基づく市の認可施設以外の保育施設で、夜間やベビーシッターなど、多様な保育サービスを実施する施設。

### 妊娠・子育てほっとステーション〔初出：29 ページ〕

新潟市における「子育て世代包括支援センター」で、妊娠や出産、子育てまでの相談にワンストップで対応する窓口。各区役所の健康福祉課に開設している。

## 認定こども園〔初出：12 ページ〕

教育と保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。

## は 行

---

### 発達支援コーディネーター〔初出：29 ページ〕

教育・保育施設等において、専門的な知識をもとに一人ひとりの子どもの成長に応じた支援を行うため、市が行う「発達支援コーディネーター養成研修」を受けた職員のこと。

### ファミリー・サポート・センター〔初出：25 ページ〕

P94 に記載

### ファミリーホーム〔初出：81 ページ〕

社会的養護が必要な子どもを、養育者の家庭に迎え入れて養育を行う場。

### 不育症〔初出：29 ページ〕

妊娠はするが、2回以上の流産・死産もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡によって子どもが授かれれない状態のこと。

### フレックスタイム制〔初出：24 ページ〕

変形労働時間制の一つで、労使間の協定により、一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で出勤時間や退社時間を自由に選択できる制度のこと。

### 保育コンシェルジュ〔初出：102 ページ〕

保育所等の空き情報や保護者からの保育サービスの利用に関する相談を受け、適切な保育サービスの提供に向けた調整などの寄り添った支援を行う職員のこと。

### 放課後子供教室（ふれあいスクール）〔初出：25 ページ〕

放課後や土曜日に、小学校施設を活用し、子どもたちに遊びや居場所を提供するとともに、異年齢の児童同士や地域の大人との交流を図る事業。

### 放課後児童支援員ネットワーク研修〔初出：54 ページ〕

放課後児童クラブの放課後児童支援員として必要な知識・技術を補完するため、業務を遂行する上で必要な知識・技術の習得と実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とした研修。

### 包括的な里親養育支援〔初出：81 ページ〕

里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援のこと。

## ま 行

---

### マタニティナビゲーター〔初出：29 ページ〕

母子保健相談員のことで、妊娠期から産後、子育ての期間に至るまで切れ目のない相談やサポートを行う。

## や 行

---

### 幼児期の教育・保育の無償化〔初出：3 ページ〕

令和元年10月からスタートした、3歳児クラスから5歳児クラスの児童及び住民税非課税世帯の3歳未満児について、教育・保育にかかる利用料が無料になる制度。

## **要保護児童対策地域協議会**〔初出：34 ページ〕

児童虐待を受けている子どもをはじめ、保護者の適切な養育を受けられない要保護児童、要支援児童、特定妊婦の早期発見や適切な保護・支援を図るため、庁内の関係部局のほか、警察や弁護士、医療機関等様々な関係機関が参加し、情報共有や支援内容などの協議を行う場。

## **幼保こ小連携**〔初出：46 ページ〕

幼稚園・保育園・認定こども園と小学校が連携することでスムーズな接続を目指すこと。

## **ら 行**

---

### **ライフステージ**〔初出：44 ページ〕

妊娠、出産、子育て、就学など、人生の節目ごとに区分した生活環境の段階のこと。

### **ライフプラン**〔初出：30 ページ〕

これから的人生の計画、設計図のこと。進学や就業、結婚観、子育てなどの将来設計について考えること。

### **量の見込み**〔初出：85 ページ〕

就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について算出した需要量（ニーズ量）。

## **わ 行**

---

### **ワーク・ライフ・バランス**〔初出：27 ページ〕

働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方をすること、またその考え方。

## **数字**

---

### **1号認定、2号認定、3号認定**〔初出：86 ページ〕

子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育施設を利用するにあたり必要な市町村による認定区分。

1号：満3歳以上で教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合

2号：満3歳以上で保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

3号：満3歳未満で保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

## **アルファベット**

---

### **C A Pプログラム**〔初出：58 ページ〕

Child Assault Prevention（子どもへの虐待防止）の頭文字をとったもので、子どもたちがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力など様々な暴力から自分を守るために人権教育プログラム。

### **D V**〔初出：61 ページ〕

Domestic Violence（ドメスティックバイオレンス）の略で、配偶者や恋人、親しい間柄の人物からの暴力のこと。

### **M字カーブ**〔初出：3 ページ〕

年齢別就業率を表すグラフの形状がM字になる現象。女性が結婚出産期に当たる20歳代後半から30歳代にかけて結婚や出産のために離職し、子どもの成長後に再就職する人が多いため、このような形状になることが多い。